

令和5年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

報告内容

令和6年2月2日(金)に開催した第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告します。

1 日 時

令和6年2月2日(金) 午後1時から2時まで

2 場 所

港区立教育センター 4階 研修室1・2

3 出席者

港 区 港区教育委員会	教育長(会長)	浦田 幹男
	学校教育部長(副会長)	吉野 達雄
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
	子ども家庭支援センター所長	石原 輝章
	人権・男女平等参画担当課長	藤咲 絢介
	教育指導担当課長	篠崎 玲子
学 校	区立小学校長会副会長(御田小学校長)	齋藤 恵
	区立中学校長会副会長(お台場学園港陽中学校長)	大島 一浩
学識経験者	明治学院大学 教授	小野 昌彦
医 学	医師	武石 恭一
心 理	教育センター相談員 代理	林 もも子
福 祉	スクールソーシャルワーカー 代理	新行内 勝善
法 律	学校法律相談弁護士 代理	面川 典子
警 察	愛宕警察署生活安全課長	佐藤 淳也
	三田警察署生活安全課長 代理	狩野 純一
	高輪警察署生活安全課長	近 将
	麻布警察署生活安全課長	金子 貴士
	赤坂警察署生活安全課長 代理	秋元 史典
	東京湾岸警察署生活安全課長	清水 義和

【オブザーバー】

港 区 港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
	教育委員	寺原 真希子
	教育委員	中村 博
	高輪地区総合支所副総合支所長兼管理課長	櫻庭 靖之
児童相談所	児童相談課児童福祉係長	小野寺 芳真

4 議 事

- (1) いじめに関する現状について 【資料1】
- (2) 学校で起きたいじめの事例について 【資料2】
- (3) 3学期における学校のいじめへの対応について 【資料3】
- (4) 令和5年度
「子どもの権利」等に関する認知度調査結果（確定値）について 【資料4】

5 意見交換

(1) 子ども家庭支援センター所長 石原 輝章 委員

前回報告したケースについて経過を報告する。11月に、子ども家庭支援センターの職員が学校を訪問し、当該児童の面談を行った。その結果を踏まえて、保護者には丁寧に当該児童が思っていることについて説明した。

また、学校の方でも日頃から当該児童の声を聞いて、保護者に伝えたり、教育委員会でも保護者からの訴えを聞いたりと三者が協働して取り組んだことで、当該児童は学校に通えるようになり、保護者からの意見も徐々に減っていった。

三者が連携をしながら、対応を進めた好事例となった。

(2) 教育センター 林 もも子 相談員

小学校の事例について2件報告する。1件目は、保護者と学校のいじめについての認識が異なっていた事例である。保護者は子どもの言うことのみを信じ、いじめがあると訴えていたが、実際のところ、当該児童は友達が嫌がることを相当していた。学校と情報共有し、保護者の訴えに寄り添った対応をしたことで学校がきちんと話を聞いてくれることが安心感となり、解決につながった。

2件目は、いじめの実態はなかったが、当該児童が他の児童の行動に恐怖を感じているという保護者からの訴えがあった件である。当該児童の心情に寄り添い、当該児童や保護者の不安感を解消するための方針を学校が示したことで、現在、当該児童は楽しく学校に通うことができている。

(3) 区立小学校長会副会長（御田小学校長） 齋藤 恵 委員

保護者の訴えと実態が異なるということはよくある。子どもの言い分を信じることは大切だが、子どもはわざとではないが、保護者に伝えていないことがある。そうすると事実が少し変わってきてしまう。丁寧に時間をかけて聞き取りをして事実確認をしながら対応している。信頼関係が構築されていないと解決が難

しいため、まずは保護者の心配事を汲み取って、丁寧に対応し安心してもらおう。その中で、こちらから伝えるべきことを少しずつ伝えていくことを繰り返している。

(4) 区立中学校長会副会長（お台場学園港陽中学校長） 大島 一浩 委員

中学生の場合、生徒はお互いの都合のいいことを教員に言う。その前段に何が合ったか、経緯を含めて詳しく聞いていかないと、子ども達自身が最後腑に落ちないという実感がある。

また、本日の話から、保護者対応において、学校への相談はもちろん、子ども家庭支援センターや教育相談へ相談しても学校としっかり繋がっており、教員が協力して対応していることを保護者に理解してもらうことが、とても大切だと感じた。

(5) 児童相談課 小野寺 芳真 児童福祉係長

今回は学校の認識と保護者の認識のずれがテーマだが、児童相談所でも保護者と認識がずれることがある。児童相談所としては虐待という捉えでも、保護者はしつけであるとか、必要な行為であると主張することがある。このような状況で重要なことは、認識のずれの基がどこにあるかを掘り下げることだと考える。

今回の資料2の事例であれば、当該児童の訴えがずれの根本にある。なぜ事実ではないことを保護者にいったのか。そこには子どもなりの意味があるはずである。例えば、虐待でも子どもがやられたと訴え、保護者はやっていないというケースで詳細を調べると、本当に保護者は何もしていないことが実際にあった。その背景には子どもなりの困り感など様々な要因が潜んでいる。今回の事例で言えば、子どもなりに空気を読むような回答しなければならないという親子の中の緊張関係があったのかもしれない。

だからこそ、子ども家庭支援センターと連携して当該児童へのアセスメントを実施したという手法は効果的な対応方法だと考える。子どもを守る、子どもの権利を守るというところでは、絶対引いてはいけないからこそ、子どもを軸にした対応を心がけていく必要がある。

(6) 教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員

教育委員会事務局としてもただ学校へ対応を指示するだけではなく、根本的になぜそういうことが起きるのか、認識のずれの基はどこにあるのか、意識して対応できるように、都度学校へ伝えている。

(7) 愛宕警察署生活安全課長 佐藤 淳也 委員

愛宕警察署の管内ではいじめに係る事例は非常に少ないが、年末からいじめが背景にあると思われる事案に対応している。本件も保護者と学校側の認識の中でずれがあるが、保護者、学校とはうまく情報共有ができており、対応を進めている。いずれ紹介できる機会があればと考えている。

(8) 三田警察署生活安全課 狩野 純一 課長代理

三田警察署の管内では大きな事案もなく、警察が学校に入って対応するケースはない。しかし、低学年の保護者から子どもがいじめられてるといふ相談を受理することは多々ある。学校に事実確認の連絡をすると、一方的ないじめという状況ではないことが多い。

警察という立場では、事件性があるかどうかを見据えて対応していくため、学校でも問題を認知した場合、引き続き早期に連絡してほしい。

(9) 高輪警察署生活安全課長 近 将 委員

他の管内と似た状況にある。やはり保護者同士の話の食い違いがよく起こる。ある保護者から子どもがいじめられていると何度も連絡があり対応したが、状況を精査したところ、その保護者の子どもがむしろ発端であったという事例もあった。いじめ問題は一人ひとり深く話を聞いてみないと分からないところが難しい。

(10) 麻布警察署生活安全課長 金子 貴士 委員

都内では過剰な推し活やオーバードーズなどの問題起きているが、その遠因にいじめがあり、自分の居場所を求め、そうした行動にでてしまう子ども達の対応をすることがある。どのように解決していくか模索しながら取り組んでいる。

(11) 赤坂警察署生活安全課 秋元 史典 課長代理

赤坂管内でも2件取り扱ったが、総論としては深刻な内容ではないと捉えている。しかしながら、いじめ問題の背景には、DVや家庭環境が大きく影響するようなことが多いと考えている。子どもが関わっている場合、いじめ問題が潜んでいるのではないかとといった視点から、兆候をつかむような取り組みを日常的に行っている。

過去に扱った事例を紹介する。中学校3年生の事例である。警察に被害生徒から、陰湿ないじめにあっていると訴えがあり、内容の深刻さから少年事件課と少年育成課で対応したところ、事実行為は全くなかった。保護者が子どもにひどいじめを受けていると言わせていた、という事例があった。全く事実がないものが、事実があったかのようにされてしまうこともある。

今後も学校と連携しながら、いじめ問題について対応していく。

(12) 東京湾岸警察署生活安全課長 清水 義和 委員

本日の報告の中で気になった点について取り上げる。いじめの認知件数は小学校が117件、中学校が4件となっており、差がとても大きい。

いじめの最悪の結果は自殺だと考えているが、自殺者の中には人に相談できず亡くなる事例が多い。潜在的ないじめがあると考え、掘り下げて調査をすることが必要なのではないかと考える。

(13) 医師 武石 恭一 委員

本日の内容について臨床の知見から2点お話しする。1点目は先程の赤坂警察署の話にもあった作り話の件についてである。発達に課題のある人の中には、背景を知らなければ信じてしまうような嘘をついてしまう人がいる。このことは嘘をついてはいけないということよりも、その人が必死に今の状況を掴んで、自分なりに自分を認めてもらいたいという行動をとったと理解する必要がある。背景や経緯を追いながら話を聞いていく必要がある。

2点目は資料2のケースについてである。このケースはまだ終わったわけではなく、今後も場合によっては保護者がエスカレートする可能性が非常に高いと思う。本ケースの児童はアスペルガーであると思われ、本当にこちらが善意でやったことでも被害的に受け取る可能性がある。関係する人々がASDに対応するという軸をもっていないと将来的に対応が難しくなってしまうことが想定される。家族が同様の気質をもっている場合はなおさらである。アスペルガーの子どもは、見通しがあればそれに従うことができるという特質をもっていることから、小学校の段階から適切な支援をお願いしたい。

(14) 学校法律相談弁護士 面川 典子 弁護士

私が担当してる学校からの相談はあまりないのが現状である。しかし、子どもが発達障害である場合、法律の面だけでの対応が難しいケースが多とっている。法律家として何ができるか悩ましい部分がある。

(15) 新行内 勝善 スクールソーシャルワーカー

スクールソーシャルワーカーとしては直接いじめの事例に対応することは必ずしも多くない。しかし背景として家庭の困り感があるということであれば、スクールソーシャルワーカーとしては家庭のサポートという役割からできると考える。例えば、武石委員の話からはカサンドラ症候群という可能性もあり得るため、ソーシャルワーカーとしての支援ができると考える。

(16) 明治学院大学教授 小野 昌彦 委員

資料2のケースについては、本当に事実としていじめがないとすれば、当該児童がこのいじめを訴えることによって、何か人と関係がもてるとか、保護者に話を聞いてもらえるといった行動分析を行い、その行動にどのような意味があるのか考える必要がある。

発達障害が想定される場合、武石委員の話にもあったが、行動特性を的確に把握し、個別の教育指導計画をしっかりと組んで行かなければならない。アセスメントを行い、いじめになる前段階で、様々な子ども達と適切に関われるようにしていく必要がある。また、客観的な事実をおさえるために、事実関係を簡単に書けるカードを作成しておいて、何かあったらすぐに教員に渡せるように、システムを構築するとよい。

港区は教員が熱心に取り組んでおり、モデルになるのではなかと思う。

いじめに関する現状について

令和5年11月の「ふれあい月間」のいじめ調査において、いじめの認知件数等について以下のような結果となりました。

1 いじめと認知した件数（令和5年11月30日現在）

校種	令和5年11月調査（7月～11月）			令和5年6月調査（4月～6月）		
小学校	117件	1年生	30件（解消10件、指導中20件）	129件	1年生	27件（解消20件、指導中7件）
		2年生	19件（解消11件、指導中8件）		2年生	20件（解消13件、指導中7件）
		3年生	17件（解消6件、指導中11件）		3年生	27件（解消17件、指導中10件）
		4年生	14件（解消10件、指導中4件）		4年生	24件（解消9件、指導中15件）
		5年生	21件（解消13件、指導中8件）		5年生	17件（解消4件、指導中13件）
		6年生	16件（解消4件、指導中12件）		6年生	14件（解消6件、指導中8件）
中学校	4件	1年生	2件（解消1件、指導中1件）	4件	1年生	2件（解消1件、指導中1件）
		2年生	1件（解消1件、指導中0件）		2年生	1件（解消0件、指導中1件）
		3年生	1件（解消0件、指導中1件）		3年生	1件（解消0件、指導中1件）
合計	121件	121件（解消56件、指導中65件）		133件	133件（解消70件、指導中63件）	

※ 前回の報告では、6月の調査における全133件のいじめのうち、解消が70件、指導中（経過観察を含む）が63件でしたが、11月の調査では、全121件のうち、解消が56件、指導中が65件となりました。

2 発覚のきっかけ

校種	令和5年11月調査（7月～11月） いじめの認知件数 121件中				令和5年6月調査（4月～6月） いじめの認知件数 133件中			
	保護者からの訴え	本人による報告 (アンケート含む)	他の児童・生徒からの情報 (アンケート含む)	担任・その他の教員等による発見	保護者からの訴え	本人による報告 (アンケート含む)	他の児童・生徒からの情報 (アンケート含む)	担任・その他の教員等による発見
小学校	37件	53件	4件	23件	37件	42件	4件	46件
中学校	1件	2件	0件	1件	1件	1件	0件	2件

3 様態（複数回答可）

様 態	令和5年11月調査（7月～11月）		令和5年6月調査（4月～6月）	
	小学校	中学校	小学校	中学校
悪口や嫌なことを言われる （からかい、ちょっかいを含む）	85件	3件	96件	3件
仲間はずれ、無視	19件	0件	14件	1件
軽い接触	35件	0件	27件	1件
強い接触	13件	1件	22件	2件
金品のたかり	0件	0件	2件	0件
物品へのいたづら	8件	1件	13件	2件
嫌なことを強要	5件	0件	5件	1件
ネット関連でのいたづら	1件	1件	2件	0件
その他	0件	0件	0件	0件

4 まとめ

（1）特徴

- ① いじめ発生の件数は小学校1年生が多い傾向が続いている。高学年になるにしたがって、解消までに時間のかかる事例が増える傾向にある。中学校では、どの学年でも発生しているが、解消している割合が高い。
- ② いじめ発見のきっかけは、小学校、中学校ともに、「本人から訴え」が最も多く、児童・生徒が自ら助けを求めることができるようになっている。
- ③ いじめの様態では「悪口や嫌なことを言われる（からかい、ちょっかいを含む）」の言葉によるものは最も多い。小学校では、蹴る、叩くなどの「軽い接触」や、怪我につながる「強い接触」も多い。

（2）今回の結果を踏まえた、今後の港区の対応

① 学校

- ・ 児童・生徒が信頼して相談できる関係をさらに構築するとともに、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員による相談体制の一層の充実を図る。
- ・ 小学校では、悪口、嫌なことに次いで、蹴る、叩くなどの「軽い接触」が多いため、自分の気持ちをコントロールする、相手の嫌がることをしない、といった社会性を育てていく。また、中学校では、解消に至る割合が高いことから、引き続き、指導後の経過観察を注意深く行い、解消につながるよう取り組んでいく。

② 教育委員会

港区立教育センターの相談窓口や「みなと子ども相談ねっと」等の相談窓口を児童・生徒及び保護者に周知し、誰もが相談しやすい体制の一層の充実を図る。

学校で起きたいじめの事例について

1 学校と保護者とで見解が異なり、学校側の対応に対する理解が得られにくいケース

(1)【概要】

10月18日(水)、被害児童保護者(父親)から、教育センターに架電があり、「加害児童から、毎日のように暴力を振るわれる。学校に指導を依頼しても解決されない」との訴えがあった。学校が調査し、校内いじめ対策委員会で検討を行ったが、いじめの実態はなかった。しかし、被害児童保護者は納得せず、学校及び指導主事、子ども家庭支援センターが連携して対応した。

(2)【関係児童】

- ・被害児童…小学3年生 男子児童1名(以下、被害児童)

※児童Aは特別支援教室に通室している。他の児童とコミュニケーションをとる姿がほとんどみられないことや表情等から、学校はASD*傾向があると見立てている。

*ASD

言葉や、言葉以外の方法、例えば、表情、視線、身振りなどから相手の考えていることを読み取ったり、自分の考えを伝えたりすることが不得手であったり、特定のことに強い興味や関心をもっていたりといった、こだわりがある行動特性のこと。

- ・関係児童…小学3年生 男子児童2名(以下関係児童A、関係児童B)

(3)【経緯】

10月18日(水)	<p>被害児童保護者(父)からの訴えについて</p> <p>教育センターに被害児童保護者(父)から架電があり、次の2点の訴えがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害児童は、関係児童Aに殴られるので「学校に行きたくない」と言っており、殴られないようにしてほしい。 ○学級担任、副校長にも相談したが、学校の対応は信用できないので、教育委員会から連絡し、学校を指導してほしい。 <p>学校及び教育委員会の対応について</p> <p>指導主事が副校長に連絡し、被害児童保護者(父)の訴えについて伝えた。また、本件について事実確認を行うとともに、被害児童保護者(父)と話し合い、被害児童の気落ちに寄り添った指導を行うよう助言した。</p>
-----------	--

<p>10月19日（木）</p>	<p>被害児童や関係児童等からの聞き取りについて 被害児童や関係児童及び周囲の児童からの聞き取りからは、被害児童保護者（父）が訴えるたような暴力行為は確認できなかった。</p> <p>校内いじめ対策委員会での対応について 学校は、被害児童や関係児童等への聞き取りを踏まえ、校内いじめ対策委員会を開催した。現状を以下のように分析し、対応を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、他の教員から見て、被害児童への暴力行為はなく、いじめの実態はなかった。 ○被害児童によると、呼びかけられながら肩を叩かれることを暴力と捉え、保護者に伝えている様子である。 ○被害児童保護者（父）は、被害児童の言葉のみを信じ今回の御意見につながったと考えられる。 <p>(対応) 学校での様子を、できるだけ毎日、学級担任から被害児童保護者（父）に連絡し、不安の解消を図る。</p> <p>被害児童保護者（父）への学校の対応について 学級担任から被害児童保護者（父）に連絡し、学校で確認した事実や学校での様子を報告した。併せて、家庭での子どもとの関わり方などを助言したところ、被害児童保護者（父）は落ち着いた様子であった。</p>
<p>10月26日（木）</p>	<p>被害児童保護者（父）からの再度の訴えについて 教育センターに被害児童保護者（父）から再度架電があり、次の3点の訴えがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先週の後半から、関係児童A、関係児童Bから日替わりで嫌がらせをされる。 ○学校に訴えているのに、改善していないので、改めてほしい。来年度の学級編成を配慮してほしい。 ○被害児童保護者（父）と関係児童B保護者との面談の場を学校に設定してほしい。 <p>校内いじめ対策委員会での対応について 学校は校内いじめ対策委員会（第2回）を開催し、現状を以下のように分析し、対応を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担任は毎日、被害児童、関係児童A・Bの様子を注意深く見ており、被害児童保護者（父）が言うような実態はない。 ○関係児童B保護者と面談の場は現在のところ必要はないと考えている。そのため、校長から直接父親に伝えること

	<p>にした。</p> <p>○特別支援教室専門員から、被害児童は「習い事が多いことや、自宅が学校から離れていることから、学校に行きたくない」と話していたとの報告があり、家庭環境の要因も問題の背景にあると考えられる。</p> <p><u>(対応)</u></p> <p>指導主事へ学校訪問を依頼し、被害児童及び学級の状況を協議する。</p>
<p>10月27日(金)</p>	<p><u>教育委員会(指導主事)の対応について</u></p> <p>担当指導主事が学校訪問を行い、被害児童と関係児童A・B及び学級の様子を観察し、以下2点を見取った。</p> <p>○学習発表会に向け取り組んでいた当該学級は、全体的に落ち着かない様子であったが、被害児童が友達に何か嫌なことをされる様子はなく、和やかな様子で友達と過ごしていた。</p> <p>○一方で、被害児童から他の児童への関わりはほとんど見られない。また、表情や言動からはASD傾向が見受けられた。</p> <p><u>子ども家庭支援センターとの連携について</u></p> <p>被害児童保護者(母)から子ども家庭支援センターに「被害児童がいじめられている」と架電があり、子ども家庭支援センター、学校と教育委員会で協議し、以下の対応をとることを決定した。</p> <p><u>(対応)</u></p> <p>○学校での被害児童の様子や保護者の話を踏まえ、子ども家庭支援センター職員による被害児童のアセスメントを行う。</p> <p>○アセスメントの結果を踏まえ、家庭、教員を含め周囲の理解を一層深めた上で、学級内での児童間の関わりを指導していく。</p> <p><u>(被害児童母親の反応)</u></p> <p>被害児童保護者(母)はアセスメントを行うことを受け入れた。また、「すぐに現状が解決するものとは考えてはいない。じっくり対応していきたい」と話した。</p>
<p>10月30日(月)</p>	<p><u>被害児童保護者(父)からの再度の訴えについて</u></p> <p>教育センターに被害児童保護者(父)から再度架電があり、以前と同様の訴えを繰り返した。</p> <p>被害児童保護者(母)との間で情報の共有が全く行われてお</p>

	<p>らず、学校の対応方針に納得できていなかった。 被害児童を学校に行かせる対応や、被害児童保護者（母）が ストレスで寝たきりになっているなど、家庭としての困り感 が強いことも判明したため、被害児童保護者（父）の話を丁 寧に聞き、心情に寄り添った。</p>
11月 2日（木）	<p><u>子ども家庭支援センターによるアセスメントについて</u> 子ども家庭支援センター職員によるアセスメントを実施し、 被害児童の行動特性等について被害児童保護者が理解を深め られるよう支援した。</p>

（4）【現在の状況及び問題点】

- ①学校、子ども家庭支援センター、教育委員会が連携して対応したことで、被害児童保護者の理解を得られるように対応することができ、現在のところ、被害児童保護者からの訴えは収まっている。
- ②今後また、被害児童保護者による訴えが想定されることから、被害児童のアセスメント結果を踏まえ、被害児童保護者を含めて支援していく必要がある。

（5）【本事例から考えるべき学校のいじめ問題への対応】

- ①学校の見解（いじめの実態が認められない）に対して、納得がいかない保護者の理解を得るための対応について

学 校の認識：いじめの実態は認められない。
 保護者の認識：被害児童はいじめられている。

- ②学校の対応に対する、保護者の不満や不安の高まりを解消するための関係機関と連携した対応について

3学期における学校のいじめへの対応について

1 小学校長会

(1) 保護者と連携したいじめへの対応について

(2) 児童主体のいじめ防止の取組について

2 中学校長会

(1) 保護者と連携したいじめへの対応について

(2) 生徒主体のいじめ防止の取組について

令和6年2月2日（金）
子ども家庭支援センター

令和5年度「子どもの権利」等に関する認知度調査結果（確定値）について

1 調査の概要

(1) 調査の目的

港区基本計画において、子どもの権利擁護を重視した環境づくりのための活動指標として、「子どもの権利」等に関する認知の実態を把握します。併せて、子どもの権利条約、子どもの相談窓口及びヤングケアラーについて周知・啓発します。

(2) 調査対象者

区立小・中学校在籍の全児童・生徒

令和5年10月1日現在で、児童10,647人、生徒2,285人

(10月24日～26日2校追加回答あり)

(3) 調査期間

令和5年10月4日（水）～10月18日（水）

(4) 調査方法

各学校を通じて学習用タブレットで、学級ごとに実施

(5) 回答人数（令和5年12月1日現在）

小学校 9,501人（回収率：89.2%）

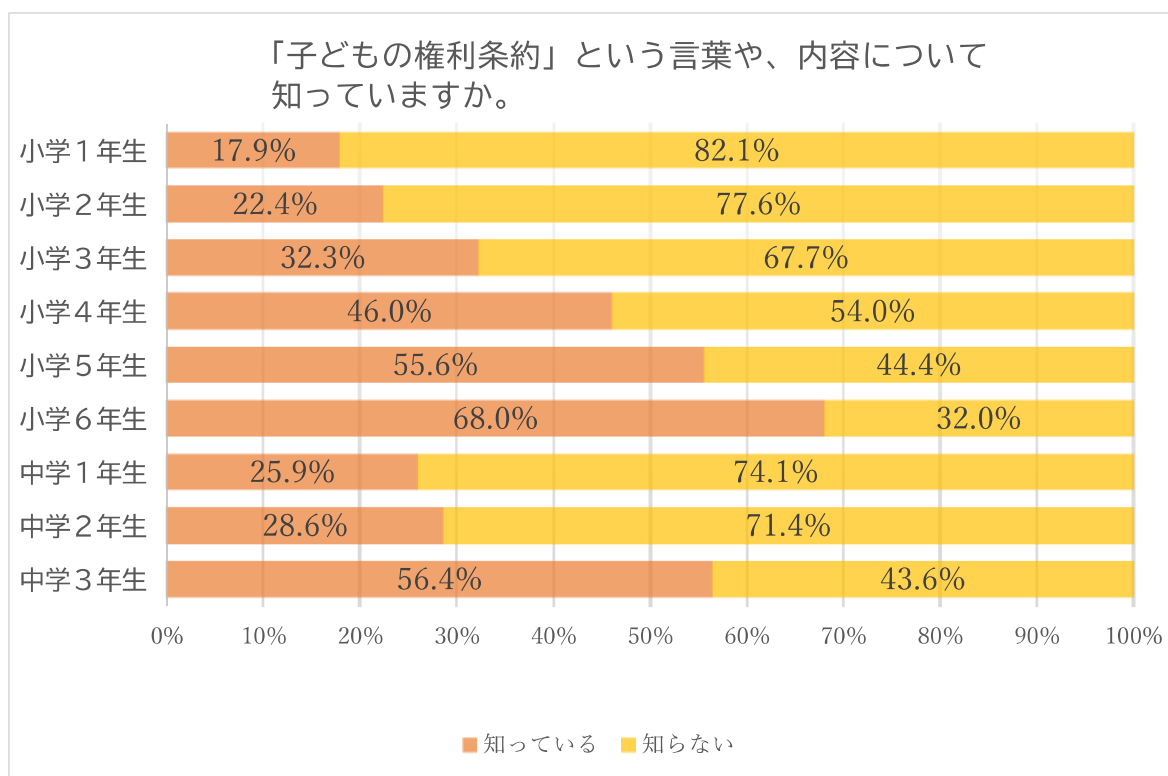
中学校 1,977人（回収率：86.5%）

（小中学校からの確認票と照合し、有効回答の人数となっています。）

2 調査結果（速報値）

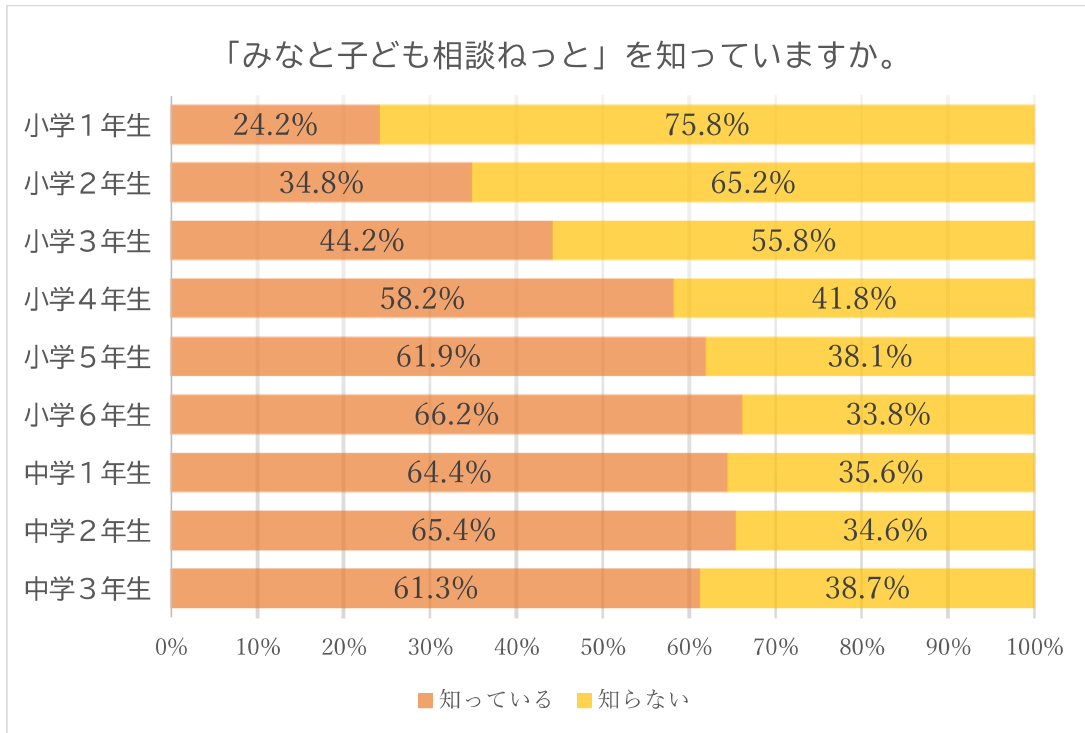
(1) 子ども向け啓発パンフレット「知っておきたいじぶんたちの権利のこと」について

「子どもの権利（中学生には「子どもの権利条約）」という言葉や、内容について聞いたことがありますか。



(2) 「みなと子ども相談ねっと」について

インターネットがつながるスマートフォンや携帯電話、パソコンで相談できる「みなと子ども相談ねっと」を知っていますか。



(3) 「ヤングケアラー」について

「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。

